

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2026年8月19日

【発行者の名称】

ヘッジファンドダイレクト株式会社
(Hedgefund Direct Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 柿本 紘輝

【本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内1丁目8-2

【電話番号】

03-5208-1161 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役 CFO兼管理部長 井上 浩三郎

【担当J-Adviserの名称】

株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役 白岩 直人

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都港区赤坂一丁目8番1号

【担当J-Adviserの財務状況が公表される

<http://www.jia-ltd.com/>

ウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

03-6804-6805 (代表)

【取引所金融商品市場等に関する事項】

当社は、当社普通株式を2026年9月25日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。

当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

ヘッジファンドダイレクト株式会社
<https://hedgefund-direct.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期	第21期	第22期	第23期 (中間)
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月	2026年6月
営業収益 (千円)	429,812	479,082	480,432	332,669
経常利益 (千円)	106,071	159,559	91,962	103,574
当期(中間)純利益 (千円)	73,153	103,023	60,766	67,045
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	3,000	3,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	60	1,200,000	1,200,000	1,200,000
純資産額 (千円)	87,926	190,950	221,716	288,762
総資産額 (千円)	260,329	339,945	338,610	438,427
1株当たり純資産額 (円)	73.27	159.13	184.76	240.64
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	25 (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(中間)純利益 (円)	60.96	85.85	50.64	55.87
潜在株式調整後 1株当たり当期(中間)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	33.8	56.2	65.5	65.9
自己資本利益率 (%)	54.5	73.9	29.5	26.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	29.1	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	49,292	56,653	21,434	94,526
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	114,827	△773	△2,000	△117
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△165,900	41,250	△39,000	△4,500
現金及び現金同等物の期末 (中間期末)残高 (千円)	10,225	107,355	87,789	177,697
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	10 (1)	10 (1)	12 (1)	14 (1)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。

6. 第22期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、四谷監査法人の監査を受けておりますが、第20期及び第21期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

7. 第23期中間会計期間の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、四谷監査法人の中間監査を受けております。

8. 2024 年 12 月 13 日付で普通株式 1 株につき 20,000 株の株式分割を行っておりますが、第 20 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期（中間）純利益を算定しております。

2【沿革】

当社は、2004 年 12 月に設立し、当初は投資顧問業を展開しておりましたが、2007 年 9 月に金融商品取引業者（投資助言・代理業）として登録を行い、2008 年 6 月に現在の海外ファンド投資助言事業を開始し、現在に至っております。当社の設立以降の沿革は次のとおりであります。

年月	概要
2004 年 12 月	東京都中央区銀座においてアブラハム・インベストメント有限会社として設立
2005 年 3 月	投資顧問業 関東財務局長第 1344 号として登録、投資顧問業を開始
2006 年 6 月	有限会社から株式会社へ移行（商号をアブラハム・インベストメント株式会社に変更）
2007 年 7 月	本社を東京都港区虎ノ門に移転
2007 年 9 月	金融商品取引業者（投資助言・代理業）関東財務局長（金商）第 532 号として登録
2008 年 6 月	商号をアブラハム・プライベートバンク株式会社に変更
2008 年 6 月	海外ファンド投資助言事業を開始
2016 年 1 月	商号をヘッジファンドダイレクト株式会社に変更
2017 年 11 月	本社を東京都千代田区大手町に移転
2022 年 12 月	本社を現住所の東京都千代田区丸の内に移転

3【事業の内容】

当社は、日本の個人投資家であつ富裕層（以下、「富裕層投資家」と呼びます。）向けに、海外ヘッジファンドを専門として投資助言を行う事業（以下、「投資助言事業」と呼びます。）を営んでおります。

当社助言に基づき顧客が優良な資産を積みあげることができればできるだけ、当社の収益である投資助言手数料が増える仕組みであり、顧客と当社が長期的に Win-Win となるビジネスモデルが特徴です。投資助言残高は直近3か年（2023年12月期から2025年12月期まで）において約500億円前後で推移しております。

（1）富裕層投資家の課題と解決策について

富裕層投資家には、より低いリスクで高いリターンを安定的に得たいというニーズがあります。そのようなニーズを満たすアセットクラスの1つとしてヘッジファンドがありますが、運用成績で世界ランキング上位のヘッジファンドは海外で運用されています。このような運用成績上位に位置する海外ヘッジファンドには機関投資家のみが投資できる状況にあり、国内の富裕層投資家には投資機会が非常に限られております。

この課題の解決のために、当社は、国内の富裕層投資家が秀でた運用能力及び実績を有する海外ヘッジファンドに直接投資することを可能にする、専門的な投資助言サービスを提供しております。

当社の投資助言サービスを利用することで、富裕層投資家は次のメリットを享受できるようになりました。

① 投資機会のグローバル化

国内の証券会社やIFA（注1）（以下、「国内証券会社等」と呼びます。）が取り扱う国内金融商品だけでなく、海外の豊富な金融商品の中から選り抜かれた優良な金融商品（ヘッジファンド）に直接投資できる

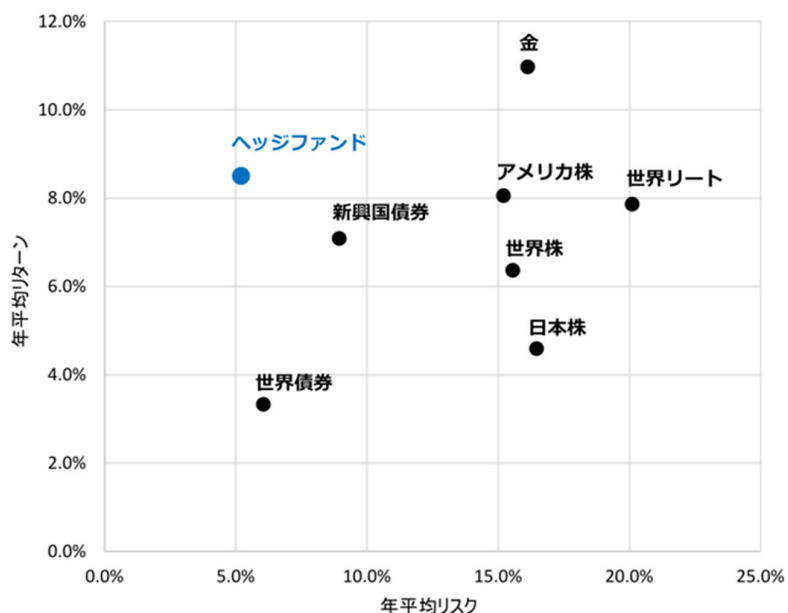
② 投資リターンの向上

国内証券会社等を介さずに、投資家が直接、海外金融商品にアクセスできることで、従来まで投資家が負担していた販売や仲介といった各種手数料を削減でき、その分、当社に支払う投資助言料手数料を加味した場合でもネット投資利回りを向上させることができる

（2）ヘッジファンドについて

ヘッジファンドは、他のアセットクラスと比較して低リスク・高リターンであるのが特徴です（図1）。

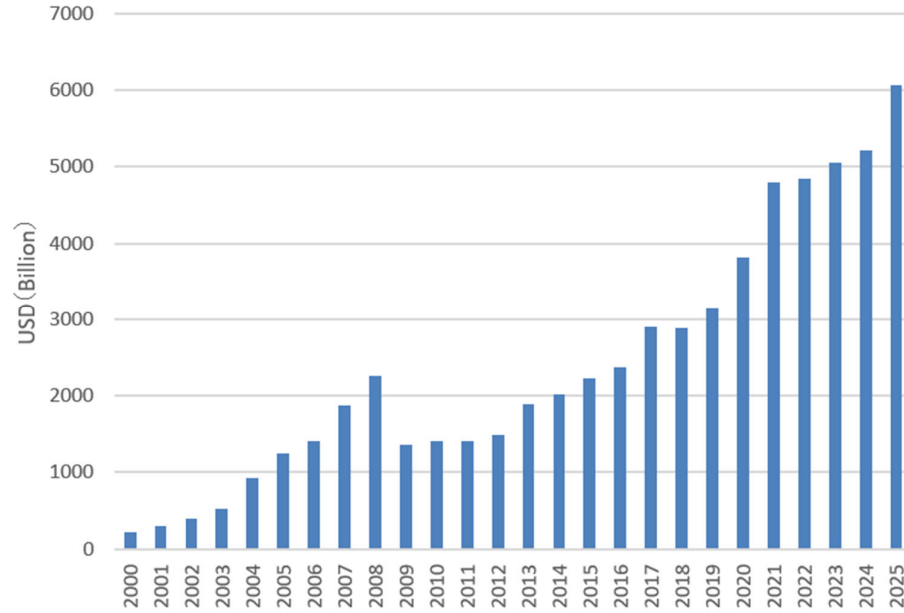
<図1：アセットクラスごとのリスク（注2）及びリターン（注3）>



（出所）2000年1月から2025年12月を対象期間として、下記のデータを用いて当社作成。
ヘッジファンド：Eurekahedge Hedge Fund Index、世界株：FTSE All World Index、
日本株：TOPIX、アメリカ株：S&P 500 種、世界リート：FTSE NAREIT All Equity
REITs、世界債券：BBG グローバル総合 TR インデックス、新興国債券：J.P. Morgan
EMBI Global Total Return Index、金：XAUUSD 金スポット

そのため、近年、ヘッジファンドの運用残高は需要の増加を伴って世界的に拡大しており（図2）、2020年から2025年までの期間における年平均成長率は約10%となっております。

<図2：ヘッジファンド運用残高推移>



(出所) BarclayHedge 社の公表データをもとに当社作成

多様な資産に分散投資をしながら巨額の資金運用を行っていることで著名なハーバード大学基金においても、直近のポートフォリオでは約31%がヘッジファンドで運用されており（注4）、投資家の金融リテラシーの向上に伴い、ヘッジファンドの需要拡大が今後も見込まれます。

（3）当事業の強みについて

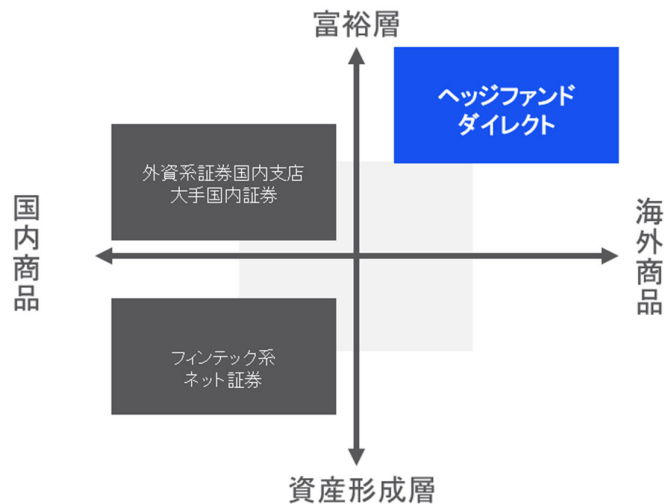
①国内証券会社等との違い

国内証券会社等が金融商品の販売手数料を収益の源泉としていることに対して、当社は顧客である富裕層投資家から頂戴する投資助言手数料のみを収益の源泉にしております。この当社のビジネスモデルが、富裕層投資家にとって当社が投資家側に立ったゲートキーパーとしての役割を果たすことを可能にしており、また当社における顧客本位の業務運営を可能にしております。その結果、直近の顧客リピート（継続）率（注5）は約91%となっております。

②「富裕層×海外ヘッジファンド」という独自ポジション

当社は、低いリスクで高いリターンを安定的に得たい富裕層投資家に対して、国内で流通していない海外ヘッジファンドを顧客となる富裕層投資家の資金属性や運用ニーズに応じて探索し、提案するという独自のポジションを2008年から18年間、一貫して築いています（図3）。

<図3：業界における当社ポジション>



当社がこのポジションを維持できた理由は、以下の点が参入障壁として機能しているからです。

- ・金融リテラシーの高い現役世代の富裕層顧客基盤を有し、当該基盤を拡大していること
- ・海外ヘッジファンドに関する探索力と高度な専門性及び提案力を有すること
- ・投資家からのみ助言に係る手数料を頂戴するという顧客本位のビジネスモデルであること
- ・18年間の運営実績があること

特に18年間という運営実績年数は重要です。富裕層投資家も海外ヘッジファンドのどちら側も、信用と実績を重視する傾向があるからです。富裕層投資家が増えれば増える程、海外ヘッジファンドからの情報が集まり、海外ヘッジファンドの情報が集まれば集まるほど、富裕層投資家の投資ニーズに合致するヘッジファンド投資への提案力が増し、新たな富裕層投資家の増加を伴って当社が助言する投資運用総額が増えるという好循環が働いており、当社は時間の経過と共に益々競争優位性を強めることができます。

（４）ビジネスモデル（収益構造）について

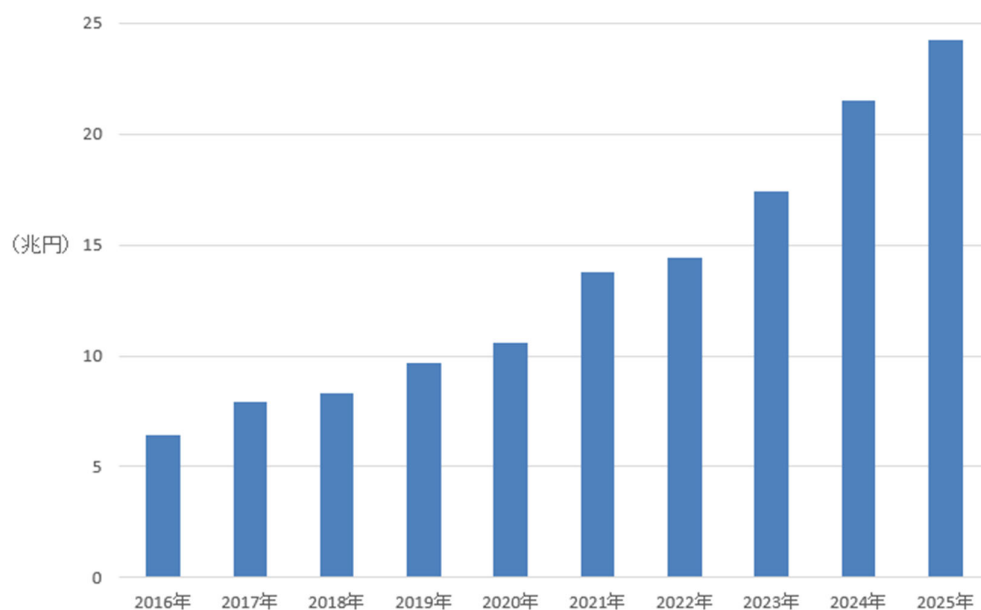
当社は、投資助言残高に連動するストック型のビジネスモデルです。投資助言残高に対して一定料率を乗じた投資助言手数料が当社の収益となります。

投資助言残高は「顧客数×顧客の運用残高」です。当社顧客資産は海外ヘッジファンドで直接運用されています。これらのファンドの多くは過去10年間の投資リターンが年平均10%以上であることから、当社のストック収入も同様の成長率で漸増しております。

（５）市場規模について

国内富裕層の資産運用市場の動向を示す指標の1つとして、ラップ業務（注6）の契約資産残高の推移があります（図4）。直近の契約資産残高は24.2兆円（2025年9月末現在）で、2020年末から2025年までの期間における年平均成長率は約18%となっております。

<図4：ラップ業務の契約資産残高推移>



（出所）日本投資顧問業協会の公表データをもとに当社がグラフを作成

「（２）ヘッジファンドについて」で記載の通り、機関投資家によるヘッジファンドへの需要は年々拡大しておりますが、国内の富裕層投資家の金融リテラシーが高まれば高まるほど、低リスク・高リターンの優良資産であるヘッジファンドへの需要が今後高まると見込まれております。足元では、既に国内富裕層の約29%がヘッジファンドに興味があると回答していることから（注7）、「ラップ市場」×「ヘッジファンド投資意向」をヘッジファンド投資市場と定義した場合、現時点で7兆円の潜在需要があると想定されます。

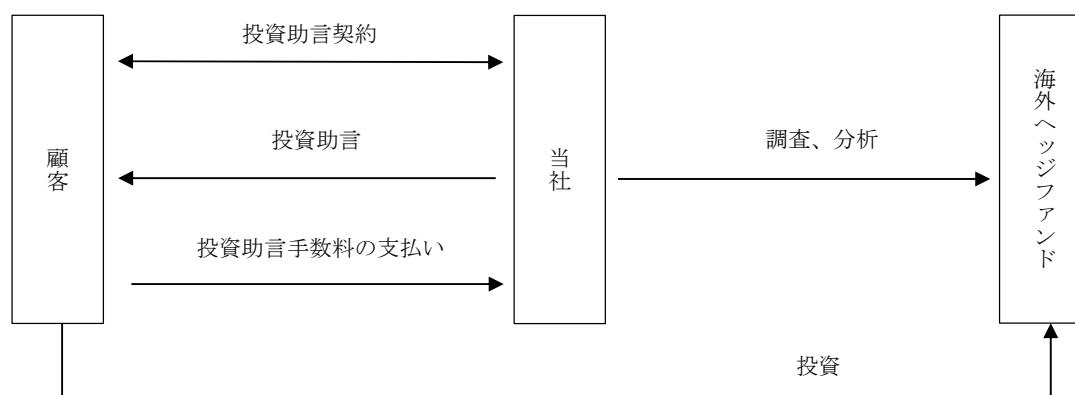
(6) 今後の成長戦略について

7兆円のヘッジファンド投資に対する潜在需要に対して、当社の投資助言残高は1%程度に過ぎないこと、さらにヘッジファンド市場が平均年率10%以上で成長していること、富裕層の資産運用市場が約18%で成長していることを勘案すれば、両市場の交差点である富裕層向けヘッジファンド助言を専門としている当社の成長余地は今後も大きいと見込まれます。

今後は、TOKYO PRO Market 上場を契機に当社並びに当社サービスの認知を広げていくことで、事業を持続的に成長させてまいります。それに加えて、金融機関・富裕層関連企業との業務提携を積極的に行い、非連続的な成長を企図しております。

- (注1) 「IFA」とは、インデペンデント フィナンシャル アドバイザーの略で、特定の金融機関や証券会社に属さず金融商品仲介や助言を行う存在をいいます。
- (注2) 「リスク」とは、月次騰落率のばらつきを示す標準偏差を年率換算したものとなります。ここでいう標準偏差とは、毎月の騰落率が平均からどの程度上下にぶれていたかを表す指標であり、この数値が高いほど、収益率の振れ幅が大きかったことを意味しております。
- (注3) 「リターン」とは、対象期間の月次騰落率をもとに算出した年率換算後の平均収益率を示しています。
- (注4) ハーバード大学が公表している Annual Report 上のデータとなります。
- (注5) 当社の投資助言契約に基づく投資に関して、2024 年度に投資助言対象資産を有するお客様の人数を分母とし、2025 年度中（2025 年 1 月から 2025 年 12 月末まで）に売却等により投資助言対象資産残高を有しなくなったお客様を除いた人数を分子として除算した百分率です。
- (注6) 「ラップ業務」とは、投資一任契約に係る報酬と売買執行手数料、口座管理料等の手数料を運用資産残高に応じて一括して徴収する定型の契約を顧客との間で締結し、その契約に基づいて行う業務のことを指しております。
- (注7) 関東の一都三県で純金融資産が1億円以上の富裕層、かつ投資経験のある40～60歳の方を対象に実施したアンケート（2024年7月、マクロミル社実施）の結果となります。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年6月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
14（1）	38.4	3.6	7,267

（注）1．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3．当社は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第22期事業年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

当事業年度において、我が国における富裕層向け金融市場であるラップ業務の契約資産残高は 21.5 兆円（2024 年 12 月末時点）から 24.2 兆円（2025 年 9 月末時点）へと拡大しました。また、世界のヘッジファンド市場（ヘッジファンド運用残高）は 52,240 億米ドル（2024 年 12 月末時点の残高であり、1 ドル 160 円で換算した場合は約 836 兆円）から 60,608 億米ドル（2025 年 9 月末時点の残高であり、1 ドル 160 円で換算した場合は約 970 兆円）と拡大しました。

このような事業環境のなか、当社としましては引き続き日本の富裕層向けに海外のヘッジファンドへの投資に関する資産運用アドバイスを提供することで、当社の収益である投資助言手数料の拡大を図ってまいりました。

この結果、当事業年度における営業収益は 480,432 千円（前年同期比 0.3%増）となりましたが、今後の事業成長に向けた広告宣伝活動の強化に伴い広告費が増加したことを主な要因として営業費用は 387,933 千円（前年同期比 18.6%増）となり、営業利益は 92,499 千円（前年同期比 39.1%減）、経常利益は 91,962 千円（前年同期比 42.4%減）、当期純利益は 60,766 千円（前年同期比 41.0%減）となりました。

なお、当社は、投資助言事業の単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

第23期中間会計期間（自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日）

当中間会計期間において、我が国における富裕層向け金融市場であるラップ業務の契約資産残高は 24.2 兆円（2025 年 9 月末時点）から 27.0 兆円（2026 年 3 月末時点）へと拡大しました。また、世界のヘッジファンド市場（ヘッジファンド運用残高）は 60,608 億米ドル（2025 年 9 月末時点の残高であり、1 ドル 160 円で換算した場合は約 970 兆円）から 60,897 億米ドル（2026 年 3 月末時点の残高であり、1 ドル 160 円で換算した場合は約 974 兆円）と拡大しました。

このような事業環境のなか、当社としましては引き続き新規顧客の開拓を通じて投資助言手数料の拡大を図ってまいりました。

この結果、当中間会計期間の営業収益は 332,669 千円、営業利益は 103,788 千円、経常利益は 103,574 千円、中間純利益は 67,045 千円となりました。

なお、当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析を行っておりません。

また、当社は、投資助言事業の単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第22期事業年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は 87,789 千円（前事業年度末比 19,565 千円減）となりました。

当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは 21,434 千円の収入となりました。これは主に、税引前当期純利益 91,962 千円により資金が増加した一方、法人税等の支払 53,122 千円、契約資産の増加 11,654 千円により資金が減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは 2,000 千円の支出となりました。これは、差入保証金の差入による支出 2,000 千円により資金が減少したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは 39,000 千円の支出となりました。これは、配当金の支払 30,000 千円、長期借入金の返済による支出 9,000 千円により資金が減少したことによるものであります。

第23期中間会計期間（自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は 177,697 千円となりました。

当中間会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは 94,526 千円の収入となりました。これは主に、税引前中間純利益の計上 103,574 千円により資金が増加した一方、契約資産の増加 12,992 千円により資金が減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは 117 千円の支出となりました。これは、有形固定資産の取得による支出 117 千円により資金が減少したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは 4,500 千円の支出となりました。これは、長期借入金の返済による支出 4,500 千円により資金が減少したことによるものであります。

なお、当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析を行っておりません。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

第 22 期事業年度における販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	営業収益 (千円)	前年同期比 (%)
投資助言事業	480,432	100.3

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、秘密保持義務を負っているため、顧客の名称の公表は控えております。また、当事業年度につきましては、総販売に対して、100 分の 10 を超える相手先がありませんので記載を省略しております。

相手先	前事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)		当事業年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
法人 A	63,853	13.3	—	—

第 23 期中間会計期間における販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	営業収益 (千円)	前年同期比 (%)
投資助言事業	332,669	—

(注) 1. 第 22 期においては中間財務諸表を作成していないため、前年同期比は記載しておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、秘密保持義務を負っているため、顧客の名称の公表は控えております。

相手先	当中間会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)	
	金額(千円)	割合(%)
法人 A	40,420	12.2

3【対処すべき課題】

当社が対処すべき主な課題は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において、当社が判断したものであります。

（１）優秀な人材の確保・育成

今後の事業拡大に向けて優秀な人材を継続的に採用、育成し、定着させることが重要であると認識しております。そのため、採用のターゲット層に対して効果的に当社の魅力を訴えて新規採用を計画的に達成するとともに、従業員が能力を最大限に発揮できる人事制度、研修制度及び労働環境の構築、維持に努めてまいります。

中でも資産運用コンサルタントについては、今後の収益拡大の計画と連動する形で優秀な人材を着実に採用していくとともに、すべてのコンサルタントが顧客に満足いただける質の高いサービス提供を行えるよう、採用後の研修に注力してまいります。

（２）内部管理体制の強化

当社は中長期的に企業規模の拡大を目指しており、当社の今後の持続的な成長を実現させるうえで、リスク管理、コンプライアンス遵守、業務運営管理などの内部管理体制の更なる強化が重要な課題であると認識しております。

経営資源に限りのあるなかで効果的な管理を行っていくために、リスクの度合いに応じた効率的な業務運営を図っていく一方、金融商品取引法をはじめとする当社事業に関連する法規制については、３つのディフェンスライン（各部署でのディフェンス、コンプライアンス部などの管理部門によるディフェンス、内部監査によるディフェンス）を有効に機能させて、事業拡大局面においてもコンプライアンス遵守が図られるよう、内部管理体制の強化に努めてまいります。

（３）海外ヘッジファンドに対する調査分析力の更なる向上

当社は、日本の富裕層向けに海外ヘッジファンドへの投資に関する資産運用アドバイスを提供するという、投資助言事業を展開しております。資産運用アドバイスの提供にあたって、海外ヘッジファンドを調査分析し、日本の富裕層にとって魅力のあるファンドを絞り込むことが重要であり、継続的に当該調査分析力を高めていくことが重要となります。

当社では、資産運用アドバイスの提供時に提案対象とする海外ヘッジファンドについて、社内専門会議で討議のうえ決定しており、今後も富裕層の資産運用を有意とする調査分析力の向上に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

（１）為替変動について

当社の投資助言対象となる海外のヘッジファンドは主にドル建投資となるため、景気情勢や国際情勢等を受けドル円を中心とした為替相場の変動幅が大きくなった場合、顧客の新規投資にネガティブな影響を及ぼし、顧客の海外ヘッジファンドへの新規投資額に連動する当社の初期報酬にもマイナスの影響を与える可能性があります。また、急激に円安が進んだ場合、投資実行済みの顧客には益出しのため海外ヘッジファンドへの投資を解約する趨勢が強まり、将来における当社の継続報酬にマイナスの影響を与える可能性があります。

当社は、短期的な為替変動が投資行動及び判断に影響を及ぼしにくい富裕層に顧客ターゲットを絞っており、長期的な投資から得られるリターンの魅力についても顧客に対して十分に説明しておりますが、ドル円を中心とした為替相場が大幅に乱高下する状況が継続した場合、当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（２）競合について

当社は、日本国内における個人投資家向けヘッジファンド専門投資助言会社としてトップクラスの地位を継続的に維持しております。国内トップクラスとしての投資助言の実績、当社の助言対象であるファンドの優位性、顧客満足度の高さが当社の強みであり、他社が容易に追隨できるほど参入障壁が低い状況ではありませんが、仮に他の投資助言会社が当社の事業分野に経営資源を積極的に投入し、提供サービスの拡充を図っていった場合、業界における当社の地位も変動し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（３）特定顧客への依存について

当社の顧客である法人 A（秘密保持義務を負っているため、顧客の名称の公表は控えております。）に対する営業収益が営業収益合計に占める割合は、前事業年度においては 13.3%と 10%を超えており、当事業年度においては 10%未満ではあるものの依然として高い状況になっております。

当社は、新規顧客の開拓により顧客数の更なる拡大を図り、特定顧客に依存しない収益基盤を固めているところですが、収益基盤が十分に強化される前に法人 A による投資解約が進んだ場合、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（４）法規制について

当社は、投資助言事業を営むにあたって、金融商品取引法第 29 条に基づき下記の業者登録を行っており、「金融商品取引法」を中心として当社事業に関連する各種法令に基づく規制を受けております。

登録年月日	許認可等の名称	所轄官庁等	有効期限
2007 年 9 月 30 日	金融商品取引業者（投資助言・代理業） 関東財務局長（金商）第 532 号	金融庁	—

当社は、コンプライアンス部や内部監査部によるモニタリングを含め、これらの法規制を遵守するための対策を講じており、定期的にコンプライアンス遵守のための社内研修も実施することでコンプライアンス意識の醸成づくりにも努めていることから、現状、金融商品取引法第 52 条に基づく登録の取り消し、業務停止といった行政処分を招く可能性のある法令違反等は発生しておりません。

当社は、旧商号であるアブラハム・プライベートバンク株式会社として事業展開していた 2013 年に、主に内部管理体制の不足や関係法令の認識の甘さにより、金融庁ほか監督官庁から業務停止処分 6 か月や業務改善命令を含む行政処分を受けた経緯があります。当該行政処分以降において、上記の体制強化や対策を進めており、内部管理体制や業務監視体制は十分に整備、運用されていると考えておりますが、仮に新たな法令違反等が発生・発覚し、再度、監督官庁から行政処分を受けるに至る場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 個人情報管理について

当社は、事業活動を通じて取得した外部の個人情報及び当社の役職員に関する個人情報を保有しております。当社は、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、「個人情報保護方針」、「個人情報保護規程」に沿って個人情報の管理を行うとともに、役職員に対して関連する社内研修を実施し厳格な個人情報管理の周知徹底を図るなど、個人情報の取扱いには最新の注意を払っております。

しかしながら、外部からのサイバー攻撃、不正アクセス、その他予期せぬ事態により、個人情報の漏洩、不正使用等が発生した場合には、当社への損害賠償請求や社会的信用の失墜等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 組織体制について

①人材の確保・育成について

当社は、今後の事業拡大に向けて優秀な人材を継続的に採用、育成し、定着させることが重要であると認識しております。特に、顧客に対して投資助言を行う資産運用コンサルタントについては、計画的に優秀な人材を採用し、採用後の人材育成にも注力していく計画ですが、人材採用や人材育成が計画通りに進まなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②小規模組織であることについて

当社の組織体制は、従業員数が12名（2025年12月31日現在）と小規模であり、業務執行体制及び内部管理体制もそれに応じたものとなっております。今後の業容拡大に伴い人員の増強や体制の強化を図っていく所存ですが、これらの体制の構築が十分に進まなかった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 風評被害について

当社は、顧客満足度の向上、コンプライアンス遵守等を日頃から徹底することによって、風評被害につながるリスクの発現を最小限に抑えており、本発行者情報の公表日現在、当社事業に重大な影響を及ぼす風評被害は認識しておりません。

しかしながら、将来、インターネット等を通じて風評被害につながる当社の悪評が拡散した場合、その内容の真偽に関わらず、当社のブランドイメージ及び社会的信用が損なわれ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 訴訟について

当社は、コンプライアンスの重要性を強く認識しており、提訴又は訴訟に発展するクレームを未然に防ぐための内部管理体制を構築、運用しております。そのため、本発行者情報の公表日現在、顧客又は取引先等から提起された訴訟等は発生しておりません。

しかしながら、将来、顧客又は取引先等の間で予期せぬトラブルが生じ、当社に対して訴訟が提起された場合、その経過又は結果次第では当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 繰延税金資産の回収可能性について

当社は、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。課税所得の見積りについては、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎としております。

将来において事業環境等の変化により繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断された場合、繰延税金資産は減額され、その結果、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) J-Adviserとの契約について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser 契約」とします。）を締結する義務があります。

本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー（以下「同社」とします。）であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は J-Adviser 契約に違反した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは J-Adviser 契約を解除することができる旨、定められております。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、合意により本契約期間いつでも J-Adviser 契約を解除することができ、また、当社又は同社から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当 J-

Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 113 条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと。
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること。
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 113 条に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができるものと定められております。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日にあたらなるときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続若しくは再生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）第 2 条第 22 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第 48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結決算年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第 2 条第 22 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第 48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分により、銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散に

ついて株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）、甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日。
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。））についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第22期事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は293,539千円（対前事業年度末比9,985千円増）となりました。これは主に、現金及び預金が19,565千円減少、前払費用が12,882千円増加、契約資産が11,654千円増したことによるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は45,070千円（対前事業年度末比11,320千円減）となりました。これは主に、建物が13,654千円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は74,110千円（対前事業年度末比23,121千円減）となりました。これは主に、未払法人税等が22,215千円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は42,784千円（対前事業年度末比8,978千円減）となりました。これは主に、長期借入金が9,000千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は221,716千円（対前事業年度末比30,766千円増）となりました。これは、利益剰余金が当期純利益の計上により60,766千円増加、配当金の支払により30,000千円減少したことによるものであります。

第23期中間会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は、401,332千円（対前事業年度末比107,792千円増）となりました。これは主に、現金及び預金が89,908千円増加、契約資産が12,992千円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は、37,094千円（対前事業年度末比7,976千円減）となりました。これは主に、建物が6,827千円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は、111,370千円（対前事業年度末比37,260千円増）となりました。これは主に、未払法人税等が28,326千円増加、未払消費税等が9,722千円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は38,294千円（対前事業年度末比4,489千円減）となりました。これは主に、長期借入金4,500千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は、288,762千円（対前事業年度末比67,045千円増）となりました。これは、中間純利益の計上により利益剰余金が67,045千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1) 業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

当社の資本の財源及び資金の流動性につきましては、「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 運転資本

上場予定日(2026年9月25日)から12ヶ月間の当社の運転資本は、現状の自己資金及び金融機関からの借入による資金調達が可能であることから十分であると判断しております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第22期事業年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

当事業年度において、設備の新設及び除却等は行っておりません。

第23期中間会計期間（自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日）

当中間会計期間において、重要な設備の新設及び除却等は行っておりません。

2【設備の状況】

第22期事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2025 年 12 月 31 日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）			従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都千代田区)	事務所	26,176	688	26,864	12 (1)

(注) 1. 本社は賃借物件であり、その年間賃借料は 29,135 千円であります。

2. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近 1 年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

3. 当社は、単一セグメントであるため、セグメントの名称の記載を省略しております。

第23期中間会計期間末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2026 年 6 月 30 日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）			従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都千代田区)	事務所	19,348	628	19,977	14 (1)

(注) 1. 本社は賃借物件であり、その当中間会計期間における賃借料は 14,567 千円であります。

2. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近 1 年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

3. 当社は、単一セグメントであるため、セグメントの名称の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	当事業年度末現在 発行数 (株) (2025年12月31日)	公表日現在 発行数 (株) (2026年8月19日)	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融 商品取引業協 会名	内容
普通株式	4,800,000	3,600,000	1,200,000	1,200,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	4,800,000	3,600,000	1,200,000	1,200,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年12月13日(注)1	1,199,940	1,200,000	—	3,000	—	—
2025年3月28日(注)2	—	1,200,000	47,000	50,000	—	—

(注) 1. 2024年11月14日開催の取締役会決議により、2024年12月13日付で普通株式1株につき20,000株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

2. 2025年3月28日開催の定時株主総会決議により、当社の財務基盤を強化することで経営健全性を向上させ更なる成長を図るため、会社法第450条第1項の規定に基づき、繰越利益剰余金の額の減少を行い、その全額を資本金に組み入れております。これにより資本金は47,000千円増加し、50,000千円となっております。

(6) 【所有者別状況】

2026年6月30日現在

2023年6月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 （人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	12,000	—	—	—	12,000	—
所有株式数 の割合（％）	—	—	—	100.0	—	—	—	100.0	—

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	
議決権制限株式（その他）	—	—	
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,200,000	12,000	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	
発行済株式総数	1,200,000	—	—
総株主の議決権	—	12,000	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。また、当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。なお、当社は取締役会決議により中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は、実施しておりません。今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び事業計画を勘案し、内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性6名 女性-名 （役員のうち女性の比率-%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有 株式数 (株)
取締役	会長	高岡 壮一郎	1974年 6月8日	1999年4月 2004年12月 2006年12月 2011年5月 2018年1月 2022年12月 2023年6月	三井物産株式会社入社 当社設立 当社取締役 当社代表取締役社長 Social Good Foundation株式会社（現、 SocialGood株式会社）設立、同社代表取締役 （現任） 当社代表取締役会長 当社取締役会長（現任）	(注) 1	(注) 3	1,200,000 (注) 4
代表 取締役	社長	柿本 紘輝	1982年 6月2日	2006年4月 2010年4月 2022年12月	三木証券株式会社入社 当社入社 当社代表取締役社長（現任）	(注) 1	(注) 3	—
取締役	CFO兼 管理部長	井上 浩三郎	1974年 12月9日	2001年10月 2019年11月 2023年4月 2024年6月	朝日監査法人（現、有限責任 あずさ監査法 人）入社 PwCビジネスアシュアランス合同会社入社 当社入社 当社取締役（現任）	(注) 1	(注) 3	—
取締役	—	横山 直樹	1947年 1月9日	1970年6月 1995年2月 1999年1月 2000年4月 2001年5月 2003年6月 2003年12月 2005年3月 2007年6月 2007年12月 2014年9月 2016年5月 2016年11月 2017年1月	日興証券株式会社（現、SMBC日興証券株式会 社）入社 日興証券株式会社（現、SMBC日興証券株式会 社） 常務取締役 日興信託銀行株式会社 代表取締役社長 イー・ボンド証券株式会社 代表取締役社長 エスピーアイ・アセット・マネジメント株式 会社 代表取締役社長 エムティーエスジャパン証券株式会社 代表 取締役社長 キャピタル・パートナーズ証券株式会社 専 務執行役員 新光プリンシパル・インベストメント株式会 社 代表取締役社長 エンゼル証券株式会社 常務取締役 GCIアセットマネジメント株式会社 取締役 当社取締役（2015年3月退任） パワーハウスインベストメント株式会社 代 表取締役社長 NVF証券株式会社 取締役 当社取締役（現任）	(注) 1	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有 株式数 (株)
取締役	—	手塚 崇史	1972年 7月31日	1996年4月 2002年10月 2010年6月 2014年6月 2017年8月 2021年6月 2025年1月	自治省（現、総務省）入省 西村あさひ法律事務所入社 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入社 EY弁護士法人入社 DT弁護士法人入社 渥美坂井法律事務所 外国法共同事業 入社 （現任） 当社取締役（現任）	（注） 1	—	—
常勤 監査役	—	古橋 秀一	1954年 8月31日	1978年4月 1994年4月 1999年4月 1999年12月 2003年10月 2008年10月 2009年10月 2016年8月	日本団体生命保険株式会社（現、アクサ生命保 険株式会社）入社 同社 有価証券部債券投資課長 同社 運用企画部長 同社 企画部長 同社 事業開発本部 副本部長 同社 業務企画本部 副本部長 同社 営業管理部長 当社監査役（現任）	（注） 2	（注） 3	—
計								1,200,000

- （注） 1．取締役（高岡壮一郎、柿本紘輝、井上浩三郎、横山直樹）の任期は、2024 年 12 月 12 日開催の臨時株主総会の時から、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。取締役（手塚崇史）の任期は、2025 年 1 月 23 日開催の臨時株主総会の時から、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 2．監査役の任期は、2024 年 12 月 12 日開催の臨時株主総会の時から、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 3．2025 年 12 月期における役員報酬の総額は、40,790 千円支給しております。
- 4．取締役会長 高岡壮一郎の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社高岡壮一郎＆パートナーズが所有する株式数を記載しております。また、2024 年 11 月 14 日開催の取締役会決議により、2024 年 12 月 13 日付で普通株式 1 株につき 20,000 株の株式分割を行っており、上記の株式数は株式分割後の株式数を記載しております。
- 5．取締役 横山直樹及び取締役 手塚崇史は、社外取締役であります。
- 6．監査役 古橋秀一は、社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に対してより迅速かつ機動的に対応するとともに、経営の健全性、透明性及び公平性を高め、長期的な企業価値の向上を果たすためには、それを支えるコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むことが重要であると考えております。

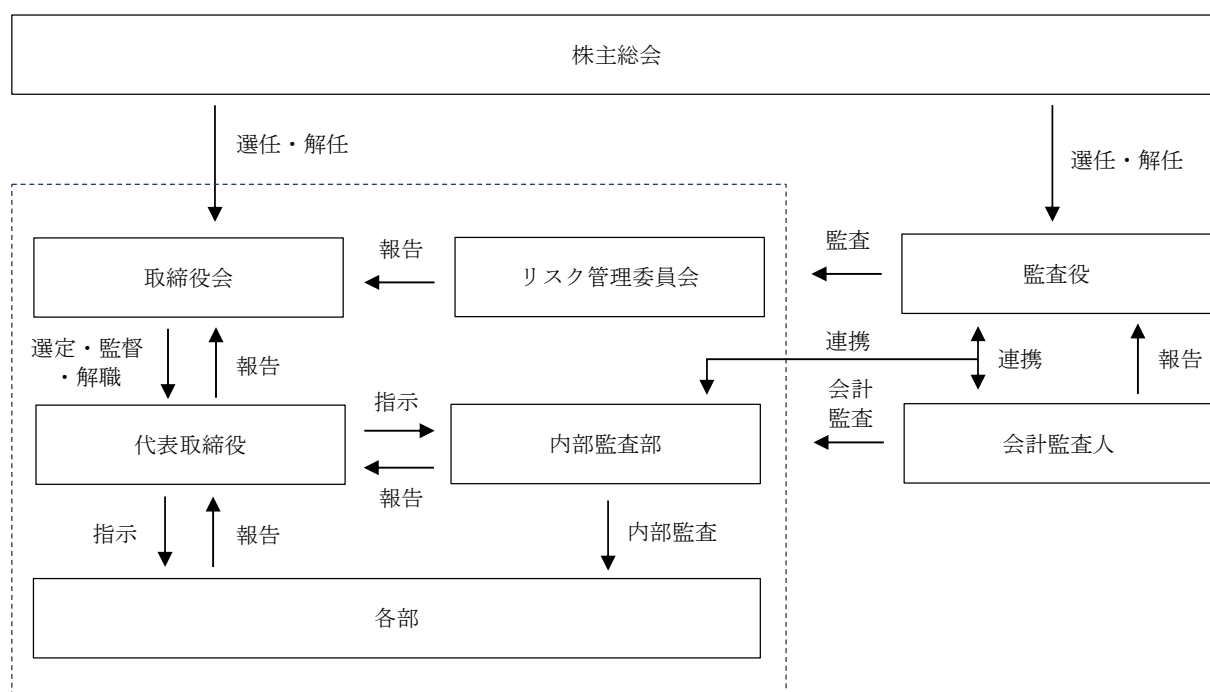
当社の株主、顧客、社員、当社が属する社会等、多くのステークホルダーからの信頼に応えるべく、絶え間なくコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

②コーポレート・ガバナンスの体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会設置会社であり、取締役を5名（うち、社外取締役が2名）選任しております。また、当社は監査役制度を採用しており、常勤監査役（社外監査役）を1名選任しております。さらに、会計監査人を設置しており、監査法人を会計監査人として選任しております。その他、内部監査の専任部署として内部監査部を、全社的なリスク管理態勢の強化を目的としてリスク管理委員会を設置しております。

当社の事業及び組織の規模を勘案し、上記の体制でコーポレート・ガバナンスの実効性は十分に確保されていると考えております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図式化すると次のとおりであります。



(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち、社外取締役2名）で構成され、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会は、取締役会長が議長を務めており、原則として毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。

(b) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の業務執行状況を監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(c) 会計監査人

当社は、四谷監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「会社法」第436条第2項第1号及び「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。

監査を執行した公認会計士は、田口 邦宏氏、斎藤 雄一氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査にかかる補助者は、公認会計士2名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士との間に特別の利害関係はありません。

(d) 内部監査部

当社の内部監査は、内部監査規程に基づき、代表取締役社長直轄の内部監査部が専任で実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び要改善事項を通達し、改善状況報告を内部監査部に提出するよう指示しております。

(e) リスク管理委員会

当社は、リスク管理態勢の強化を図るため、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、代表取締役社長を委員長とし、全取締役で構成されております。また、監査役がオブザーバーとして、コンプライアンス部長が事務局長として本委員会に参加しております。

リスク管理委員会は原則として四半期に1回開催され、リスク管理についての重要事項（重要なリスクの特定及び評価、重要なリスクについての対応状況のモニタリング等）について確認、審議が行われております。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制、その他業務の適正を確保するための必要な体制について、取締役会において以下の「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、当方針に基づきに内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i. コンプライアンス管理規程においてコンプライアンス遵守に関する基本事項を定めるとともに、コンプライアンスマニュアルにおいてコンプライアンスに関する基本姿勢、行動規範、コンプライアンス遵守のための業務実施方法等を定め、研修等を通じてこれらの浸透を図る。
- ii. コンプライアンス違反行為の早期発見と是正を図り、もって、当社のコンプライアンス遵守を実践することを目的として、内部通報規程及び同規程に基づく内部通報制度を整備、運用する。
- iii. 社外取締役及び社外監査役が、外部からの客観的及び中立的な立場から取締役の業務執行を監督又は監査し、コンプライアンス遵守の規律性を高める。
- iv. 代表取締役社長直轄の専任組織である内部監査部を設置し、被監査部門から独立した立場で内部監査を実施する。
- v. 反社会的勢力排除規程を制定し、当規程に基づき反社会的勢力との一切の関係を遮断するための体制を整備、運用する。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要な情報及び文書は、法令及び社内規程等に従い適切に保存及び管理するとともに、取締役及び監査役はこれらをいつでも閲覧可能とする。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他体制

- i. リスクの顕在化を未然に防ぐとともに、顕在化した場合における損失の影響を最小化するために、①リスクの識別、②リスクの評価、③リスク対応、④リスク対応状況の確認及び改善に向けた取り組み、⑤危機発生時の対応を定めたリスク管理規程を整備し、当規程に基づいた全社的リスク管理を実践する。
- ii. リスク管理委員会を設置し、当社の経営に重大な影響を及ぼすリスクについては当委員会においてリスク管理状況を確認、審議することで、全社的リスク管理の向上を図る。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 迅速かつ的確な意思決定を確保するため、取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- ii. 業務が円滑に、かつ効率的に実施されるよう、職務権限規程、業務分掌規程、稟議規程等を定め、主要業務における業務の分掌並びに権限及び責任を明確にする。

(e) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における当該使用

人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- i. 監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえこれを任命し、補助業務に当たらせる。
 - ii. 補助使用人は、その補助業務に関して、監査役の指揮及び命令にのみ服する。
 - iii. 補助使用人には、その補助業務に関して、必要な調査権限及び情報収集権限を付与する。
 - iv. 補助使用人の人事異動及び考課については、監査役から事前の同意を得る。
- (f) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- i. 監査役の職務遂行に必要な事項に関して、監査役は取締役及び使用人に対して随時報告を求めることができるものとし、取締役及び使用人は監査役に対して適切な報告を実施する。
 - ii. 取締役および使用人は、法令及び定款に違反する重大な事項、当社の事業に重大な影響を及ぼす事項を、速やかに監査役に報告する。
 - iii. 内部通報制度のなかで監査役に直接通報できる仕組みを整備、運用する。
 - iv. 監査役に上記の報告を行ったことを理由として、報告を行った者に対する不利益な取扱いを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- (g) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は立替金の精算請求があった場合、経理担当部署が確認のうえ、速やかにこれを支払う。
- (h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 監査役と各取締役は定期的に会合を持ち、重要な経営課題、重大なリスク等について意見交換を実施する。
 - ii. 監査役と、会計監査人及び内部監査担当部署は定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 - iii. 監査役は、その職務の執行上必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士等の外部専門家の意見を聴取することができる。

④監査役監査及び内部監査の状況

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議への出席、取締役及びその他重要な使用人への聴取、稟議書等の重要な書類の閲覧等により取締役の業務執行状況を監査しております。また、会計監査人からの報告、会計監査人との意見交換等を通じて、会計監査人の独立性及び品質管理体制、会計監査人による監査の方法及び結果の妥当性を監査しております。

内部監査部は、業務の適正化及び経営効率の向上に寄与することを目的として、各部の主要な業務を監査対象として、各部への聴取、関連資料の閲覧等により内部監査を実施しております。内部監査の結果及び要改善事項は代表取締役社長に報告され、代表取締役社長から各部へ改善指示が出されます。内部監査部は各部の改善状況を確認し、代表取締役社長に対してその状況を報告しております。

なお、監査役、内部監査部及び会計監査人は、定期的に面談を実施することにより、相互の監査計画及び監査結果について情報共有、意見交換を行い、各々の監査の質的向上を図っております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理規程に基づき、全社的リスクについての評価、対応策の検討、モニタリング等を実施しており、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を図っております。

また当社は、リスクの発現を低減させるために、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥役員の報酬等

(a)発行者の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	32,990	31,200	1,790	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	7,800	7,800	—	—	3
計	40,790	39,000	1,790	—	6

(b)提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(c)役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、株主総会で定められた報酬限度内において、取締役会決議等により決定しております。

⑦取締役及び監査役の員数

当社は、取締役の員数を10名以内、監査役の員数を4名以内とする旨を定款で定めております。

⑧取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑨株主総会の特別決議

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑩自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑪中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑫社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役2名、社外監査役を1名選任しております。社外取締役及び社外監査役は、外部からの客観的及び中立的な立場から業務執行の妥当性、適法性を客観的に評価、是正する機能を有しており、企業経営の透明性を高めるために重要な役割を担っております。

社外取締役横山直樹は、当社事業と関連の深い分野における業務経験と専門知識、及び企業経営者として豊富な経験と見識を有しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外取締役手塚崇史は、弁護士として企業法務における豊富な経験と見識を有しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外監査役古橋秀一は、当事業と関連の深い分野における業務経験と専門知識、及び企業における管理者として豊富な経験と見識を有しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めを設けておりませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑬ 支配株主等との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主と取引を行うことはありません。また、支配株主以外の関連当事者との間で新たに取引を発生させることはありません。

当社と、当社の関連当事者である SocailGood 株式会社との間の本社転貸借取引及びチャットアプリの利用取引（注）については、業務上必要と認められ、かつ取引条件が一般的な取引条件と乖離しないため、取引を継続しているものであります。本社転貸借取引については、同社との転貸借契約期間は 2027 年 3 月末までとなっておりますが、2026 年 7 月 2 日に当社が入居ビルオーナーと 2027 年 4 月 1 日を効力発生日とする賃貸借契約を締結したことにより、効力発生日以降、当該転貸借取引は発生しません。チャットアプリの利用取引については、本取引の解消に向けた努力を行っているところではありますが、早急に解消できない可能性はあります。

なお、関連当事者取引については、条件等の変更を含め取引実行前に取締役会の承認を必要としており、かつ、少なくとも年に 1 回は取引継続の是非を取締役会で確認する運用としております。このような運用を行うことで関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

（注）当社とチャットアプリ運営会社との間の契約のもとで、当社と SocialGood 社が共同で同一のチャットアプリを利用しております。当社がチャットアプリ運営会社に全体の利用料金を支払い、SocialGood 社が人数比で按分した利用料を当社に支払っております。SocialGood 社が当社に支払う利用料は月額で約 20 千円程度と僅少であります。

⑭ 取締役等の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の定めに基づき、任務を怠った取締役（取締役であった者を含む。）、監査役（監査役であった者を含む。）及び会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮ 取締役等との責任限定契約

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役及び会計監査人との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役及び会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

（２）【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	9,870	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案したうえで決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第2種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

3. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、四谷監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)の中間財務諸表について、四谷監査法人により中間監査を受けております。

4. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 12 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	107,355	87,789
売掛金	49,569	54,918
契約資産	104,657	116,312
未収入金	20,464	22,098
前払費用	6,159	19,042
貸倒引当金	△4,653	△6,621
流動資産合計	283,554	293,539
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	39,830	26,176
工具、器具及び備品（純額）	1,183	688
有形固定資産合計	※ 41,013	※ 26,864
無形固定資産		
商標権	49	22
無形固定資産合計	49	22
投資その他の資産		
繰延税金資産	9,707	9,416
その他	11,554	14,793
貸倒引当金	△5,934	△6,025
投資その他の資産合計	15,327	18,184
固定資産合計	56,391	45,070
資産合計	339,945	338,610

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 12 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
1 年内返済予定の長期借入金	9,000	9,000
未払金	11,420	24,522
未払法人税等	30,402	8,187
未払消費税等	12,155	4,082
契約負債	30,737	24,870
預り金	2,379	2,476
その他	1,136	970
流動負債合計	97,231	74,110
固定負債		
長期借入金	32,250	23,250
資産除去債務	19,512	19,534
固定負債合計	51,762	42,784
負債合計	148,994	116,894
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,000	50,000
利益剰余金		
利益準備金	750	3,750
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	187,200	167,966
利益剰余金合計	187,950	171,716
株主資本合計	190,950	221,716
純資産合計	190,950	221,716
負債純資産合計	339,945	338,610

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間 (2026年6月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	177,697
売掛金	66,078
契約資産	129,305
未収入金	21,811
前払費用	14,220
貸倒引当金	△7,781
流動資産合計	401,332
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	19,348
工具、器具及び備品（純額）	628
有形固定資産合計	※ 19,977
無形固定資産	
商標権	8
無形固定資産合計	8
投資その他の資産	
繰延税金資産	9,416
その他	14,049
貸倒引当金	△6,358
投資その他の資産合計	17,107
固定資産合計	37,094
資産合計	438,427

(単位：千円)

当中間会計期間 (2026 年 6 月 30 日)	
負債の部	
流動負債	
1 年内返済予定の長期借入金	9,000
未払金	21,833
未払法人税等	36,513
未払消費税等	13,805
契約負債	25,759
預り金	3,311
その他	1,147
流動負債合計	111,370
固定負債	
長期借入金	18,750
資産除去債務	19,544
固定負債合計	38,294
負債合計	149,664
純資産の部	
株主資本	
資本金	50,000
利益剰余金	
利益準備金	3,750
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	235,012
利益剰余金合計	238,762
株主資本合計	288,762
純資産合計	288,762
負債純資産合計	438,427

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)
営業収益	※ 479,082	※ 480,432
営業費用		
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	115,959	152,417
役員報酬	21,000	39,000
給与手当	78,132	79,455
貸倒引当金繰入額	△2,762	2,060
減価償却費	14,648	14,176
その他	100,176	100,822
販売費及び一般管理費合計	327,154	387,933
営業利益	151,927	92,499
営業外収益		
受取利息	18	143
還付消費税等	7,894	—
営業外収益合計	7,913	143
営業外費用		
支払利息	280	680
営業外費用合計	280	680
経常利益	159,559	91,962
税引前当期純利益	159,559	91,962
法人税、住民税及び事業税	45,609	30,906
法人税等調整額	10,927	290
法人税等合計	56,536	31,196
当期純利益	103,023	60,766

【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)	
営業収益	※1 332,669
営業費用	
販売費及び一般管理費	
広告宣伝費	96,472
役員報酬	19,500
給与手当	48,495
貸倒引当金繰入額	1,493
減価償却費	※2 7,018
その他	55,901
販売費及び一般管理費合計	228,880
営業利益	103,788
営業外収益	
受取利息	98
営業外収益合計	98
営業外費用	
支払利息	312
営業外費用合計	312
経常利益	103,574
税引前中間純利益	103,574
法人税等	36,528
中間純利益	67,045

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	3,000	750	84,176	84,926	87,926	87,926
当期変動額						
当期純利益			103,023	103,023	103,023	103,023
当期変動額合計	－	－	103,023	103,023	103,023	103,023
当期末残高	3,000	750	187,200	187,950	190,950	190,950

当事業年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	3, 000	750	187, 200	187, 950	190, 950	190, 950
当期変動額						
剰余金から資本金 への振替	47, 000		△47, 000	△47, 000	－	－
剰余金の配当			△30, 000	△30, 000	△30, 000	△30, 000
利益準備金の積立		3, 000	△3, 000	－	－	－
当期純利益			60, 766	60, 766	60, 766	60, 766
当期変動額合計	47, 000	3, 000	△19, 233	△16, 233	30, 766	30, 766
当期末残高	50, 000	3, 750	167, 966	171, 716	221, 716	221, 716

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	50,000	3,750	167,966	171,716	221,716	221,716
当中間期変動額						
中間純利益	—	—	67,045	67,045	67,045	67,045
当中間期変動額合計	—	—	67,045	67,045	67,045	67,045
当中間期末残高	50,000	3,750	235,012	238,762	288,762	288,762

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	159,559	91,962
減価償却費	14,648	14,176
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△2,762	2,060
受取利息	△18	△143
支払利息	280	680
売掛金の増減額(△は増加)	2,536	△7,622
契約資産の増減額(△は増加)	△2,694	△11,654
未払金の増減額(△は減少)	△37,825	13,102
未払消費税等の増減額(△は減少)	△26,900	△8,073
その他	△3,935	△19,403
小計	102,888	75,085
利息の受取額	18	143
利息の支払額	△341	△672
法人税等の支払額	△45,911	△53,122
営業活動によるキャッシュ・フロー	56,653	21,434
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△773	—
差入保証金の差入による支出	—	△2,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△773	△2,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	45,000	—
長期借入金の返済による支出	△3,750	△9,000
配当金の支払額	—	△30,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	41,250	△39,000
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	97,130	△19,565
現金及び現金同等物の期首残高	10,225	107,355
現金及び現金同等物の期末残高	※ 107,355	※ 87,789

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	103,574
減価償却費	7,018
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1,493
受取利息	△98
支払利息	312
売掛金の増減額(△は増加)	△12,263
契約資産の増減額(△は増加)	△12,992
未払金の増減額(△は減少)	△2,689
未払消費税等の増減額(△は減少)	9,722
その他	8,864
小計	102,941
利息の受取額	98
利息の支払額	△310
法人税等の支払額	△8,202
営業活動によるキャッシュ・フロー	94,526
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△117
投資活動によるキャッシュ・フロー	△117
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△4,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,500
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	89,908
現金及び現金同等物の期首残高	87,789
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 177,697

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物・・・・・・定額法
工具、器具及び備品・・・・・・定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・・・・・・4年～5年
工具、器具及び備品・・・・・・3年～5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

商標権・・・・・・10年

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

(1) 初期報酬

初期報酬の履行義務は、顧客との間で締結した投資助言契約に基づき、投資助言対象有価証券等の取得前の顧客に対して、投資意思決定に至るまでの投資助言を行うことであります。

当該取引については、顧客が投資意思決定を行い、顧客から当社に当該投資助言に係る報酬の入金があった時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

(2) 継続報酬

継続報酬の履行義務は、顧客との間で締結した投資助言契約に基づき、投資助言対象有価証券等の取得後の顧客に対して、継続保有、売却等に関する投資助言を継続報酬の算定期間（注）にわたって行うことであります。

当該取引については、継続報酬の算定期間にわたって履行義務が充足されると判断していることから、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

（注）継続報酬の算定期間とは、継続報酬の算定基準日（投資助言対象有価証券等の取得日を基準とする日）から1年間の期間（投資助言対象有価証券等の売却が行われた場合には、算定基準日から売却時までの期間）のことを指します。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産（純額）	9,707	9,416

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づく課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

課税所得の見積りについては、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎としております。

なお、将来において課税所得の見積りの基礎となる事業環境等の変化により、課税所得の見積りに変化が生じた場合は、将来における一時差異の解消金額や繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	31,124千円	45,274千円

(損益計算書関係)

※ 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自2024年1月1日至2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	60	1,199,940	—	1,200,000
合計	60	1,199,940	—	1,200,000

(注) 当社は2024年12月13日付で普通株式1株につき20,000株の割合で株式分割を行っております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	25	2024年12月31日	2025年3月29日

当事業年度（自2025年1月1日至2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,200,000	—	—	1,200,000
合計	1,200,000	—	—	1,200,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	25	2024年12月31日	2025年3月29日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	107,355 千円	87,789 千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	107,355	87,789

(リース取引関係)

借主側

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
1年内	14,567	—
1年超	—	—
合計	14,567	—

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用する方針であります。

運転資金及び設備資金については原則として自己資金を充当することとしつつも、資金計画に照らして自己資金が不足する場合には、銀行等からの借入、社債の発行、新株の発行等により必要な資金を調達する方針であります。

なお、投機的取引やデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は運転資金の調達を目的としたものであり、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業部及び管理部が、取引相手ごとに債権回収の状況を月次単位でモニタリングすることで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

管理部が、定期的に市場金利の状況を把握することにより、借入金に係る金利変動リスクを管理しております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 管理部が、適正な手元流動性を確保することを目的として、月次単位で資金繰り表を作成または更新することにより、流動性リスクを管理しております。

- （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2024 年 12 月 31 日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（＊１）	41,250	41,250	－
負債計	41,250	41,250	－

（＊１）１年内返済予定の長期借入金を含めております。

当事業年度（2025 年 12 月 31 日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（＊１）	32,250	32,250	－
負債計	32,250	32,250	－

（＊１）１年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注１）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024 年 12 月 31 日）

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 １０年以内 (千円)	１０年超 (千円)
現金及び預金	107,355	－	－	－
売掛金	49,569	－	－	－
未収入金	20,464	－	－	－
合計	177,390	－	－	－

当事業年度（2025 年 12 月 31 日）

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 １０年以内 (千円)	１０年超 (千円)
現金及び預金	87,789	－	－	－
売掛金	54,918	－	－	－
未収入金	22,098	－	－	－
合計	164,806	－	－	－

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度 (2024 年 12 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	9,000	9,000	9,000	9,000	5,250	—
合計	9,000	9,000	9,000	9,000	5,250	—

当事業年度 (2025 年 12 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	9,000	9,000	9,000	5,250	—	—
合計	9,000	9,000	9,000	5,250	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度 (2024 年 12 月 31 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	41,250	—	41,250
合計	—	41,250	—	41,250

当事業年度 (2025 年 12 月 31 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	32,250	—	32,250
合計	—	32,250	—	32,250

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金 (1 年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金については、変動金利による調達で市場金利を短期間で反映しており、また当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

この取引については、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 12 月 31 日)
繰延税金資産		
資産除去債務	6,749	6,920
貸倒引当金	3,662	4,013
未払事業税	2,830	757
その他	393	335
繰延税金資産小計	13,635	12,028
評価性引当額小計	—	—
繰延税金資産合計	13,635	12,028
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	3,928	2,611
繰延税金負債合計	3,928	2,611
繰延税金資産（負債）の純額	9,707	9,416

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度と当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和 7 年法律第 13 号)が 2025 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、2026 年 4 月 1 日以降開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を 34.59%から 35.43%に変更して計算しております

なお、この税率変更による影響は軽微です。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 5 年と見積り、割引率は 0.11%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)
期首残高	19,491 千円	19,512 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	21	21
資産除去債務の履行による減少額	—	—
その他増減額 (△は減少)	—	—
期末残高	19,512	19,534

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

区分	前事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)
初期報酬	106,603	134,715
継続報酬	372,478	345,717
顧客との契約から生じる収益	479,082	480,432
その他の収益	—	—
外部顧客に対する営業収益	479,082	480,432

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

履行義務に関する情報及び履行義務の充足時点に関する情報については、「(重要な会計方針) 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債は、顧客との間で締結した投資助言契約上の支払条件に基づき、顧客から受け取った継続報酬の前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

前事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は、30,772 千円であります。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は、30,737 千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は投資助言事業の単一セグメントのため、記載は省略しております。

【関連情報】

前事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
法人 A	63,853	投資助言事業

(注) 秘密保持義務を負っているため、顧客の名称の公表は控えております。

当事業年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	SocialGood 株式会社	東京都千代田区	100,000	情報サービス	—	当社の本社事務所についての転貸借取引 役員の兼任	本社事務所の賃借 (注)	29,135	—	—

(注) SocialGood 株式会社（以下、SG 社）が第三者である所有者から賃借している事務所の一部を、当社が SG 社から転貸借契約に基づき賃借しております。SG 社が所有者に対して支払う賃料のうち当社の使用面積に応じた金額を、当社が SG 社に対して転貸借取引の賃料として支払っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	SocialGood 株式会社	東京都千代田区	333,495	情報サービス	—	当社の本社事務所についての転貸借取引 役員の兼任	本社事務所の賃借 (注)	29,135	—	—

(注) SocialGood 株式会社（以下、SG 社）が第三者である所有者から賃借している事務所の一部を、当社が SG 社から転貸借契約に基づき賃借しております。SG 社が所有者に対して支払う賃料のうち当社の使用面積に応じた金額を、当社が SG 社に対して転貸借取引の賃料として支払っております。なお、SG 社との転貸借契約期間は 2027 年 3 月末までとなっておりますが、2026 年 7 月 2 日に当社が入居ビルオーナーと 2027 年 4 月 1 日を効力発生日とする賃貸借契約を締結したことにより、効力発生日以降、当該転貸借取引は発生しません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)
1 株当たり純資産額	159 円 13 銭	184 円 76 銭
1 株当たり当期純利益	85 円 85 銭	50 円 64 銭

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。
2. 2024 年 12 月 13 日付で普通株式 1 株につき 20,000 株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)
当期純利益 (千円)	103,023	60,766
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	103,023	60,766
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,200,000	1,200,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【注記事項】

当中間会計期間（自2026年1月1日 至2026年6月30日）

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

建物・・・・・・定額法

工具、器具及び備品・・・・・・定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・・・・・・4年～5年

工具、器具及び備品・・・・・・3年～5年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

商標権・・・・・・10年

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

（1）初期報酬

初期報酬の履行義務は、顧客との間で締結した投資助言契約に基づき、投資助言対象有価証券等の取得前の顧客に対して、投資意思決定に至るまでの投資助言を行うことであります。

当該取引については、顧客が投資意思決定を行い、顧客から当社に当該投資助言に係る報酬の入金があった時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

（2）継続報酬

継続報酬の履行義務は、顧客との間で締結した投資助言契約に基づき、投資助言対象有価証券等の取得後の顧客に対して、継続保有、売却等に関する投資助言を継続報酬の算定期間（注）にわたって行うことであります。

当該取引については、継続報酬の算定期間にわたって履行義務が充足されると判断していることから、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

（注）継続報酬の算定期間とは、継続報酬の算定基準日（投資助言対象有価証券等の取得日を基準とする日）から1年間の期間（投資助言対象有価証券等の売却が行われた場合には、算定基準日から売却時までの期間）のことを指します。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

（中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

1. 税金費用の計算

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

（中間貸借対照表関係）

※ 有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間 (2026年6月30日)	
有形固定資産の減価償却累計額	52,279千円

(中間損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、中間財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)
有形固定資産	7,004 千円
無形固定資産	13 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,200,000	—	—	1,200,000
合計	1,200,000	—	—	1,200,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当中間会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)
現金及び預金勘定	177,697 千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	177,697

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間(2026年6月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(*1)	27,750	27,750	—
負債計	27,750	27,750	—

(*1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	27,750	—	27,750
合計	—	27,750	—	27,750

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金については、変動金利による調達で市場金利を短期間で反映しており、また当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

この取引については、レベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
期首残高	19,534 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	10
資産除去債務の履行による減少額	—
その他増減額(△は減少)	—
中間期末残高	19,544

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

区分	当中間会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)
初期報酬	81,491
継続報酬	251,178
顧客との契約から生じる収益	332,669
その他の収益	—
外部顧客に対する営業収益	332,669

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

履行義務に関する情報及び履行義務の充足時点に関する情報については、中間財務諸表「(重要な会計方針) 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債は、顧客との間で締結した投資助言契約上の支払条件に基づき、顧客から受け取った継続報酬の前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。
当中間会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は、19,778 千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は投資助言事業の単一セグメントのため、記載は省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は投資助言サービスという単一のサービスのみを提供しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
法人 A	40,420	投資助言事業

(注) 秘密保持義務を負っているため、顧客の名称の公表は控えております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)
1株当たり純資産額	240 円 64 銭
1株当たり中間純利益	55 円 87 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)
中間純利益 (千円)	67,045
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	67,045
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,200,000

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	68,077	—	—	68,077	41,901	13,654	26,176
工具、器具及び備品	4,061	—	—	4,061	3,373	495	688
有形固定資産計	72,138	—	—	72,138	45,274	14,149	26,864
無形固定資産							
商標権	269	—	—	269	246	26	22
無形固定資産計	269	—	—	269	246	26	22

【借入金等明細表】

	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内返済予定の長期借入金	9,000	9,000	1.90	—
長期借入金（1年以内返済予定のものを除く）	32,250	23,250	1.90	2027年～2029年
合計	41,250	32,250	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内返済予定のものを除く）の貸借対照表日後の返済予定額は次のとおりであります。

	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	9,000	9,000	5,250	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	10,587	7,073	—	5,013	12,647

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、洗替による戻入額及び債権回収による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	31
預金	
普通預金	87,757
小計	87,757
合計	87,789

②売掛金

相手先	金額（千円）
個人 a	2,255
個人 b	1,885
個人 c	1,506
個人 d	1,145
個人 e	1,044
その他	47,080
合計	54,918

（注）秘密保持義務を負っているため、顧客の名称の公表は控えております。

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ (B) 365
49,569	509,653	504,304	54,918	90.2	37.4

③契約資産

相手先	金額（千円）
法人 A	23,710
個人 a	7,914
個人 f	1,774
個人 g	1,484
個人 h	1,313
その他	80,115
合計	116,312

（注）秘密保持義務を負っているため、顧客の名称の公表は控えております。

④未収入金

相手先	金額（千円）
テレコムクレジット株式会社	18,360
株式会社 UPSIDER	3,719
その他	17
合計	22,098

⑤未払金

相手先	金額（千円）
未払役員賞与及び未払給与手当	18,055
千代田年金事務所	2,000
株式会社日経エージェンシー	1,100
テレコムクレジット株式会社	804
株式会社アイドマ・ホールディングス	660
その他	1,902
合計	24,522

⑥契約負債

相手先	金額（千円）
個人 i	799
個人 j	722
個人 k	570
法人 B	536
個人 l	504
その他	21,736
合計	24,870

（注）秘密保持義務を負っているため、顧客の名称の公表は控えております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 無料 該当事項はありません。
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 無料（注）2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 公告掲載URL： https://hedgefund-direct.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第 2 【第三者割当等の概況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式の総数に対する所有株式 数の割合 (%)
合同会社高岡壮一郎&パートナーズ（注） 1、2	東京都港区南青山1丁目3-1	1,200,000	100

（注） 1． 特別利害関係者等（社取締役により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名）

2． 合同会社高岡壮一郎&パートナーズは、当社取締役高岡壮一郎の資産管理会社であります。

独立監査人の監査報告書

2026 年 8 月 12 日

ヘッジファンドダイレクト株式会社
取締役会 御中

四谷監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員

公認会計士

指定社員
業務執行社員

公認会計士

田口 邦宏
斎藤 雄一

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヘッジファンドダイレクト株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヘッジファンドダイレクト株式会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

2026年8月12日

ヘッジファンドダイレクト株式会社
取締役会 御中

四谷監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士

指定社員
業務執行社員 公認会計士

田口 邦宏
斎藤 雄一

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヘッジファンドダイレクト株式会社の2026年1月1日から2026年12月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ヘッジファンドダイレクト株式会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する

可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上